

参議院改革協議会

協議員一覧（15名）

座長	吉田 博美	(自民)	羽田 雄一郎	(民進)	福山 哲郎	(立憲)
石井	準一	(自民)	西田 実仁	(公明)	松沢 成文	(希党)
岡田	直樹	(自民)	井上 哲士	(共産)	薬師寺みちよ	(無ク)
塚田	一郎	(自民)	室井 邦彦	(維新)	糸数 慶子	(沖縄)
長浜	博行	(民進)	青木 愛	(希会)	藤末 健三	(国声)

(30. 1.25 現在)

選挙制度に関する専門委員一覧（14名）

委員長	岡田 直樹	(自民)	西田 実仁	(公明)	行田 邦子	(希党)
石井	準一	(自民)	井上 哲士	(共産)	薬師寺みちよ	(無ク)
塚田	一郎	(自民)	室井 邦彦	(維新)	糸数 慶子	(沖縄)
足立	信也	(民進)	又市 征治	(希会)	藤末 健三	(国声)
牧山	ひろえ	(民進)	有田 芳生	(立憲)		

(30. 1.25 現在)

（1）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会（吉田博美座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第193回国会の平成29年2月10日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度の改革について調査検討するため、選挙制度に関する専門委員会が設置された。

第196回国会においては、本協議会は6回の調査検討を行った。

まず、1月25日の協議会（第11回）では、選挙制度に関する専門委員会の委員の追加について決定した。また、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について、第10回協議会において座長から提示された中間取りまとめ案を本協議会の中間取りまとめとし、その具体的な方策は、改めて協議することとなった。

2月16日の協議会（第12回）では、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について、具体的な方策に関して

協議を行った。

5月9日の協議会（第13回）では、選挙制度に関する専門委員会報告書について、専門委員長から報告を聴取した。

5月25日の協議会（第14回）では、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について、座長から提示された報告書案に関して協議を行った。

6月1日の協議会（第15回）では、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った後、報告書を取りまとめ、議長に提出することを決定した。また、参議院選挙制度の改革について協議を行った。

6月8日の協議会（第16回）では、参議院選挙制度の改革について協議を行った後、現段階での協議の状況について議長に報告することを決定した。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

第195回国会閉会後、本専門委員会（岡田直樹専門委員長）は1回の調査検討を行った。

平成29年12月19日の専門委員会（第12回）では、参議院選挙制度の改革のうち、都道府県単位を基本とする選挙区の枠組みについて協議を行った後、今後の進め方について協議を行った。

また、第196回国会においては、本専門委員会は5回の調査検討を行った。

平成30年1月25日の専門委員会（第13回）では、参議院選挙制度の改革のうち、専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理を行った後、今後の進め方について協議を行った。

2月2日の専門委員会（第14回）では、参議院選挙制度の改革のうち、選挙区及び比例代表の二本立てとする場合の選挙区選挙の仕組みについて協議を行った後、今後の進め方について協議を行った。

（2）協議会経過

〔参議院改革協議会〕

○平成30年1月25日（木）（第11回）

一、選挙制度に関する専門委員会の構成について協議決定した。

一、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った。

○平成30年2月16日（金）（第12回）

○行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った。

○平成30年5月9日（水）（第13回）

○去る7日に座長に提出された選挙制度に関する専門委員会報告書について専門委員長から報告を聴いた。

○平成30年5月25日（金）（第14回）

○行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った。

○平成30年6月1日（金）（第15回）

一、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について議長に報告書を提出することを協議決定した。

一、参議院選挙制度の改革について協議を行った。

○平成30年6月8日（金）（第16回）

2月16日の専門委員会（第15回）では、参議院選挙制度の改革のうち、専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理を行った後、選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方全般について協議を行った。また、今後の進め方について協議を行った。

4月13日の専門委員会（第16回）では、参議院選挙制度の改革のうち、選挙制度改革の具体的な方向性について協議を行った後、今後の進め方について協議を行った。

4月27日の専門委員会（第17回）では、参議院選挙制度の改革のうち、選挙制度改革の具体的な方向性について協議を行った後、報告書を作成し、参議院改革協議会に提出することを決定した。

○参議院選挙制度の改革について協議を行った。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

○平成29年12月19日（火）（第12回）

○参議院選挙制度の改革のうち、都道府県単位を基本とする選挙区の枠組みについて協議を行った。

○今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成30年1月25日（木）（第13回）

○参議院選挙制度の改革のうち、専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理を行った。

○今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成30年2月2日（金）（第14回）

○参議院選挙制度の改革のうち、選挙区及び比例代表の二本立てとする場合の選挙区選挙の仕組みについて協議を行った。

○今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成30年2月16日（金）（第15回）

- 参議院選挙制度の改革のうち、専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理を行った後、選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方全般について協議を行った。
 - 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。
- 平成30年4月13日(金)(第16回)
- 参議院選挙制度の改革のうち、選挙制度改革

- の具体的な方向性について協議を行った。
 - 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。
- 平成30年4月27日(金)(第17回)
- 参議院選挙制度の改革のうち、選挙制度改革の具体的な方向性について協議を行った。
 - 報告書を作成し、参議院改革協議会に提出することを決定した。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。

- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

(4) 参議院改革協議会報告書

平成30年6月1日

参議院議長 伊達忠一 殿

参議院改革協議会座長 吉田博美

参議院改革協議会報告書

本協議会は、「参議院の組織及び運営の改革に関する諸問題」について調査検討を行い、「参議院における行政監視機能の強化」について結論を得たので、別紙のとおり報告する。

(別紙)

参議院における行政監視機能の強化 －新たな行政監視サイクルの構築と行政監視委員会の通年的な活動－

参議院は、これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む。このため、以下のとおり本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルを構築し、併せて参議院改革によって設置された行政監視委員会の活動を一層充実させる。

1 本会議での政府報告聴取、質疑

毎年、常会の本会議において「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等について、政府から報告を聴取し、これに対する質疑を行うものとする。

2 行政監視委員会の通年的な活動

行政監視委員会は、1の本会議報告及び質疑等を踏まえ、調査項目を選定し、計画的

かつ継続的に行政監視を行うものとする。その際、継続調査の手続を経て閉会中も活動するとともに、省庁別の調査の実施、小委員会の設置、副大臣の活用などの方策も検討する。なお、参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する。

行政監視委員会は、行政監視の実施の状況を翌年の常会の本会議において報告するものとする。

また、より充実した調査を行うため、行政監視委員会の委員数の増員を行うものとする。

3 適正な行政の執行を実現するための改善勧告

2の行政監視委員会の報告に基づき、必要に応じて、本会議において適正な行政の執行を実現するための改善勧告を行うものとし、政府に対し、当該勧告の結果講じた措置についての報告を求めるものとする。

4 スタッフの充実・強化等

以上の実施に当たり、行政監視委員会の活動を支えるスタッフの育成、外部人材の活用も含めた充実・強化についても、所要の措置を講ずる。

行政監視委員会の機能強化における申合せ

○調査項目の選定

調査項目の選定に当たっては、本会議報告・質疑にとどまらず、行政の組織・運営上の課題、国民の関心の高い事項についても、幅広く考慮する。

また、調査項目選定後においても、理事会での協議により、柔軟な対応できるよう努める。

○委員長の割当

委員長割当についての取決めはしないが、小委員会が複数設置されれば、小委員長ポストは、与野党で分担することにしたい。

○副大臣の活用

副大臣制度の趣旨にのっとって副大臣を活用しようとするものであり、大臣の出席を排除するものではない。

(案)

参議院規則

第七十四条 各常任委員会の委員の数及びその所管は、次のとおりとする。

十五 行政監視委員会 三十五人

1 行政監視（これに基づく勧告を含む。第七十四条の五において同じ。）

に関する事項

2 行政評価に関する事項

3 行政に対する苦情に関する事項

第七十四条の五 行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年一回、その実施の状況等（勧告を行う必要がある場合には、その旨を含む。）を議院に報告するものとする。

※ 現行の第七十四条の五は第七十四条の六に移動させる。

参議院改革協議会

座長	吉田 博美	（自民）
協議員	石井 準一	（自民）
同	岡田 直樹	（自民）
同	塚田 一郎	（自民）
同	石川 博崇	（公明）
同	西田 実仁	（公明）
同	榛葉 賀津也	（民主）
同	福山 哲郎	（立憲）
同	井上 哲士	（共産）
同	室井 邦彦	（維新）
同	青木 愛	（希会）
同	松沢 成文	（希党）
同	薬師寺 みちよ	（無ク）
同	糸数 慶子	（沖縄）
同	藤末 健三	（国声）